

○東海市立商工センターの設置及び管理に関する条例

平成4年3月27日

条例第17号

改正 平成9年3月31日条例第13号

平成10年3月19日条例第10号

平成10年12月24日条例第55号

平成12年6月29日条例第56号

平成14年6月27日条例第39号

平成17年6月30日条例第25号

平成25年12月26日条例第43号

東海市立商工センターの設置及び管理に関する条例をここに公布する。

東海市立商工センターの設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、東海市立商工センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 商工業の振興を図るため、東海市立商工センター（以下「商工センター」という。）を東海市中心街四丁目2番地に設置する。

(開館時間)

第3条 商工センターの開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第4条 商工センターの休館日は、次のとおりとする。

(1) 毎月の第2土曜日及びその翌日

(2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の休館日において臨時に開館し、同項の休館日以外の日において臨時に休館することができる。

(利用者の範囲)

第5条 商工センターを利用することができる者は、次に掲げる者とする。

(1) 東海市、半田市、常滑市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町又は武豊町の区域内（以下「広域的利用関係市町の区域内」という。）で事業を営んでいる商工業者（以下「商工業者」という。）

(2) 商工業者で組織する団体

2 市長は、管理上支障がないと認めるときは、前項に掲げる者以外の者にも利用させることができる。

(利用の許可)

第6条 商工センターを利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、商工センターの管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付けることができる。

(利用の不許可)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、商工センターの利用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

(2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

(3) 前2号のほか、商工センターの管理上支障があると認めるとき。

(利用者の義務)

第8条 第6条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、商工センターの利用に際しては、この条例及びこれに基づく規則の規定並びに同条第2項の規定により許可に付けられた条件に従わなければならない。

(許可の取消し及び利用の中止命令)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第1項の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

(1) 利用者が前条の規定に違反したとき。

(2) 第7条各号のいずれかに該当することが明らかとなったとき。

(3) 公共の福祉のためやむを得ない理由があるとき。

(使用料)

第10条 利用者は、別表に定める額の使用料を市長の指定する日までに納付しなけ

ればならない。

(使用料の減免)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減免することができる。

- (1) 市又は市の機関が利用するとき。
- (2) 市又は市の機関が共催し、又は協賛する事業を行うため、利用するとき。
- (3) 公共的団体、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第1項に規定する特定非営利活動を行う団体その他の団体が、当該団体の活動に係る事業で市長が公益上必要と認めるものを行うため、利用するとき。
- (4) 前3号のほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

2 前項の規定により減免する使用料の額は、同項第1号から第3号までに該当する場合にあっては使用料の全額とし、同項第4号に該当する場合にあってはその都度市長が定める額とする。

(使用料の還付)

第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償)

第13条 利用者は、故意又は過失によって施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないとき、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第14条 市長は、商工センターの管理を法人その他の団体であって東海市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年東海市条例第15号）の定めるところにより市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 利用の許可、許可の取消し等に関すること。
- (2) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) 商工業振興事業の計画及び実施に関すること。

(4) その他商工センターの管理に関し、市長が必要と認める業務

- 3 指定管理者は、法令、この条例及びこれに基づく規則の規定並びに市長の指示に従って、商工センターの管理を行わなければならない。
- 4 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第3条から第7条まで及び第9条の規定の適用については、第3条及び第4条第2項中「市長は、特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て」と、第5条から第7条まで及び第9条中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(利用料金)

第15条 市長は、適当と認めるときは、指定管理者に商工センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

- 2 利用料金の額は、第10条の使用料の額の範囲内において、あらかじめ指定管理者が市長の承認を得て定める。その額を変更する場合も、同様とする。
- 3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び利用料金の額を公表しなければならない。
- 4 第10条から第12条までの規定は、第1項の規定により指定管理者の収入として収受させる利用料金について準用する。この場合において、第10条中「別表に定める額の使用料」とあるのは「第15条第2項の規定により指定管理者の定める利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、第11条第1項中「市長は」とあるのは「指定管理者は」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第2項中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第12条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、市長が定める日から施行する。

(平成4年規則第19号で平成4年8月3日から施行)

附 則 (平成9年条例第13号)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

- 2 改正後の東海市立商工センターの設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請及びこれに係る許可の使用料について適用し、施行日前の申請及びこれに係る許可（施行日前に申請し、施行日以後に許可する場合を含む。）の使用料については、なお従前の例による。ただし、施行日以後の別表備考第3号に規定する使用料については、新条例に定める使用料を適用する。

附 則（平成10年条例第10号）

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この条例施行の日（以下「施行日」という。）前に、施行日以後の使用について、改正前の東海市立商工センターの設置及び管理に関する条例第4条第1項の許可を受けた者は、改正後の東海市立商工センターの設置及び管理に関する条例第4条第1項の許可を受けた者とみなす。

附 則（平成10年条例第55号）

- 1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 改正後の東海市立商工センターの設置及び管理に関する条例の規定は、この条例施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請及びこれに係る許可の使用料について適用し、施行日前の申請及びこれに係る許可（施行日前に申請し、施行日以後に許可する場合を含む。）の使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成12年条例第56号）

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第5条及び第7条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の東海市立商工センターの設置及び管理に関する条例第9条及び別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成14年条例第39号）

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の東海市立商工センターの設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の

例による。

- 3 施行日前に営利を目的として施行日以後の使用に係る各室の使用の許可を受けた半田市、常滑市、阿久比町、南知多町、美浜町又は武豊町の区域内に事業所等を有する者からは、改正前の東海市立商工センターの設置及び管理に関する条例別表の規定にかかわらず、施行日前においても当該許可に係る新条例別表に定める額の使用料を徴収することができる。

附 則（平成17年条例第25号）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に改正前の東海市立商工センターの設置及び管理に関する条例第4条第1項の規定により受けた同日以後の使用に係る使用の許可は、改正後の東海市立商工センターの設置及び管理に関する条例第6条第1項（第14条第4項の規定が適用される場合にあつては、同項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により受けた利用の許可とみなす。
- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が別に定める。

附 則（平成25年条例第43号）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の東海市立商工センターの設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の公共的団体等の事務室等の使用に係る使用料について適用し、同日前の公共的団体等の事務室等の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

別表（第10条関係）

利用時間の区分	午前	午後	午前・午後	夜間	午後・夜間	全日
会議室等の区分	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
大会議室	円 6,470	円 8,630	円 15,100	円 6,470	円 15,100	円 21,500

			0	00	0	00	70
特別会議室		2,250	3,000	5,250	2,250	5,250	7,500
			0	0	0	0	0
中会議室		1,380	1,840	3,220	1,380	3,220	4,600
			0	0	0	0	0
多目的ホール	全部利用	4,500	6,000	10,500	4,500	10,500	15,000
	2分の1利用	2,250	3,000	5,250	2,250	5,250	7,500
			0	0	0	0	0

備考

- 1 営利を目的として利用する場合は、この表又は次号に定める使用料の3倍の額（広域的利用関係市町の区域内に事業所等を有しない者にあつては、5倍の額）とする。
- 2 午後9時を超えて利用する場合は、超過時間1時間（1時間未満は1時間とする。）につき、この表に定める夜間の使用料の1時間に相当する額（10円未満の端数は切り捨てる。）とする。
- 3 次の表の左欄に掲げる用途に使用する場合は、同表右欄に掲げる額とする。
この場合における使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

用途	使用料
公共的団体等の事務室	1月（1月未満は1月とする。以下同じ。）につき、市長の定める建物評価額に100分の2.7を乗じ、12で除して得た額
飲食店営業	1月につき、市長の定める建物評価額に100分の5.4を乗じ、12で除して得た額
自動販売機の設置	販売額に100分の10.8を乗じて得た額